

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

開 催 日 時	令和3年9月28日（火）	午前10時00分 ～ 午後 0時00分	
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席2名	定数3名
主 要 議 題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部会長及び部会長代理の選出について (2) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程について (3) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の公開について (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて (5) 関係資料の説明について (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について (7) 金額審議について (8) その他 		
議 事 要 旨	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に工藤委員、部会長代理に桑原委員が選出された。 (2) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年9月28日とすることで、了承を得た。 (3) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成することとした。審議資料は、原則公開とした。 (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出はなかった旨報告された。また、最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認められた場合はその時判断することとされた。 (5) 関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。 (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員から、当該産業は県内においても主要産業であり雇用者数のみならず、生産額・出荷額などにおいても重要な役割を担っている、地賃に対する優位性が重要であるが地賃との差が縮まってきており、将来を担う人材確保のため賃金水準の確保のためさらなる上積みが必要との主張があった。 		

使用者代表委員からは、新型コロナの影響により部品供給が不足し生産に支障が生じている企業が少なくない、原材料価格の上昇が続くなか中小企業においてはコスト増加分を取引価格に転嫁することは困難、今後においても半導体の需給ひっ迫・原材料の高騰・物流コストなど事業環境は不透明となっている。厳しい経営環境に置かれた中小零細企業の事業の継続・雇用維持を第一に慎重に判断されるべきものとの主張があった。

(7) 金額審議について

○労働者側より 36 円引上げ額の提示。

根拠は地賃との優位性の確保、現状 104.7%を 5 年かけ 110%にしたく今年度は 105.5%にしたい。

○使用者側より次回の審議の中で具体的な提案をしたい。

(8) その他

事務局より、第 2 回目以降の審議日程について説明があった。